

被災住宅復興支援利子補給制度

市では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた方が、被災した住宅を復旧するための資金を借り入れた場合に、償還すべき利子の一部を予算の範囲内で補給します。

○対象者

- (1) 自己(親族)所有の住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊の「り災証明書」を受け、震災発生時に自己(親族)が当該被災住宅に居住していた方
- (2) 被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設もしくは購入、または被災宅地の復旧を市内で行う方
- (3) 平成23年3月11日以降、金銭消費貸借契約を独立行政法人住宅金融支援機構、銀行法第2条で定める銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条で定める協同組織金融機関またはその他の民間金融機関(機構と提携した長期固定金利住宅ローンを締結する場合に限る)と締結し、住宅復興資金の融資を受けた方
- (4) 申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方
- (5) 他の利子補給制度を受けていない方

※店舗・倉庫・塀などは対象外となります。

※被災者生活再建支援金の支給を受けた方は対象外となります。

○補給金額 融資残高(640万円を限度)の2%にあたる金額を年1回交付します。

※宅地復旧工事を伴う場合は1,030万円を上限とし、宅地復旧工事のみの場合は390万円を上限とします。

※借入利率が2%以下のときは、その利率とします。

○補給期間 借入金に係る利子の支払開始日から5年以内

(ただし、無利子期間または利子支払いの猶予期間等がある場合には、当該期間も含め5年以内とする)

○申請方法 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて提出してください。

- (1) 補給金交付申請書 ※申請書は本庁都市建設課にあります。
- (2) 被災した住宅の居住者の住民票(世帯全員の記載があるもの)
- (3) 金銭消費貸借契約書(借入利率が明記されたもの)の写し
- (4) 償還表(返済予定表)の写し
- (5) 工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- (6) り災証明書の写し
- (7) 申請者及び同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類
- (8) 申請者と住宅の所有者及び居住者が異なる場合親族関係のわかる書類(戸籍謄本等)
- (9) その他市長が必要と認める書類

○申請期限 平成28年3月31日(木)

※土・日曜日、祝日は除く

申請・問 **本庁** 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線254

【Sマーク（標準営業約款制度）をご存じですか？】



厚生労働大臣認可

11月は標準営業約款普及登録促進月間です。

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣認可の安心・安全なお店です。

Safety = 保険加入で安全

Sanitation = 衛生基準遵守で清潔

Standard = 確かな技術（標準）で安心

問 公益財団法人茨城県生活衛生営業指導センター ☎029-225-6603

✉ ibarakicenter@seiei.or.jp

〈記号の見方〉

問：問い合わせ 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方総合支所 美支：美和総合支所 緒支：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 教委：市教育委員会 教山：山方事務所 教美：美和事務所 教緒：緒川事務所 教御：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター（かがやき）社協：社会福祉協議会 G：グループ